

『和字解』の仮名遣い規則

久保田 篤

仮名遣書『和字解』は、初版以後も、元文二年版、延享元年版、延享五年版、天保十三年版、更に明治年間版も出されるなど、江戸時代の仮名遣書としては、多くの版を重ねたものの一つである。元文二年版の見返しには、

此書元禄年中より世に行はれ人に益有しに

享保辰のとし板ことくく焼失せりよつて今又

あらたにちりはめふた、ひ世に伝るものなり

と記されており、元禄年間に刊行され人々に受け入れられたこと、再版の需要もあつたことなどが知られる。このような記述や、版種の多いことから、広く普及した仮名遣書であつたことが窺える。また、本書を反駁する部分の見られる服部闇笑『仮名遣問答抄』や、影響が指摘される文雄『和字大観抄』などもあることから、本書の存在の重要性も窺われる。

本書が示す仮名遣いのうち、例えば「いゑ」(家)は、仮名草子板本等でも「いゑ」と表記することが多いのであるが、『仮名文字

遣』や、当時の仮名遣書として現在よく知られている『類字仮名遣』等は、「いへ」を正しいとしている。『和字解』を見ると、エの仮名の使用箇所について、「へ」は「ふにかよふかな」「辺の字を用る訓」「中に用るかな」、「え」は「一字の訓」「音のかしら」「ゆの字にかよふかな」、「ゑ」は「よみのかしら」「よみの下にありてゆにかよはぬかな」「一字のこゑ」に用いるとする。これによれば、「一字」ではなく、「辺の字」ではなく、「ふ」に「かよふ」ことはなく、「よみ」の「下」にあつて「ゆ」に「かよはぬ」という「家」の「エ」は、「ゑ」で書くということになる。このような記述から、仮名草子等の表記の際も、例えば、語末で「かよふ」ことのないエは「ゑ」という意識があつたのではないかという推測が可能になる。本書が他の書に比べて当時の表記の実態を反映する部分が多いというわけでは必ずしもないが、当時の書き分け意識を窺う資料として貴重な文献であることは確かである。

書き分けの理由が分かりやすいのは、『仮名文字遣』のような語を並べる形式ではなく、「くの字を書くべし」のような規則の記述があるからであるが、島田(一九六六)において、「連歌師のかな

づかい書」⁽⁴⁾群が多くは原理を示す形式になっている点を特徴として挙げた際、「江戸時代の諸書がふたたび単語集に墮していく」と述べる、そのような流れの中で、本書の存在は注目される。この単なる単語集ではない形式も、後代にも繰り返し出版されたことに関係していると思われる。

以上のような諸点から、本書は江戸時代の仮名遣書の中で重要な位置を占めるものであると言い得る。しかし、当時の仮名遣書としては『類字仮名遣』等の方がはるかによく知られている。辞典類の項目として本書が取り上げられることは時々あるものの、詳しい考察は行われていないようである。今回、この『和字解』を取り上げ、先行の書のような規則集とまでは言えないものの仮名遣い規則を示す記述の多い書であることから、まずは、主張されている規則がどのようなものであるかについて検討することにした。

ところで、これまでの本書の解説等は皆、元禄十二年の自序があとと記す。確かに元文二年版以降の諸版には最初に「和字解叙」がある。しかしこれら諸版とは異なり、序文がなくて諸版の序文と全く同文の「和字解後叙」が跋文としてある版が存在する。この跋文は最後に「元禄巳卯花朝日／九幸子書」と記すが、元文以降の版の序文では最後が「貝原篤信書」に変えられている。更に、元文二年版では、外題に「貝原／先生」、見返しにも「貝原先生」、本文の最初にも「貝原篤信著」の文字を加えている（末尾には「貝原先生編輯目録」もある）こと、また延享五年版でも外題に「貝原／先生」、見返しに「貝原益軒著述」とあり、やはり本文に「貝原篤信著」と

記されているなど、他の版では著者貝原篤信（益軒）の名を前面に出すようになっていく。このようなことから、貝原篤信の名を出さないようにして跋文に変えるという変更は考えにくい。しかしそれ以上に、跋文「和字解後叙」が諸版の序文「和字解叙」に先行する証拠となるのは、これら序文・跋文の中に見られる「右和字解一卷」という記述である。この部分の「右」は、序文では理解できないものであり、この文章が本来は跋文であったことを明白にする語である。従って今回は、跋文「和字解後叙」を有する版を初版と考え、考察の対象として取り上げることとする。刊年の記載はないが、初めに示したように元文二年版の見返しに「元禄年中より世に行はれ」とあるから、元禄十二年以後の元禄年間に刊行された⁽⁵⁾と推測される。

なお、初版と他の版とを比較すると、注目すべき点が多く見られる。例えば、「縦の相通」として掲げる五十音図のワ行が、初版では「わあうゑお」となっている（「横の相通」では「いきしちにひみりい」ではあるが）が、元文二年版以降は「わいうゑお」に変わっている。また、初版の「近江あうみとかくへしあふみとかくへからず」（二三ウ）が、元文二年版では「あふみとかくあうみとかくへからず」（廿九オ）と正反対になっている（このあとにどちらの版も「遠江もとをたうみとかくへし」とあることから初版の方が本来の記述であったことが分かる⁽⁶⁾）。ほかにも、大幅な改編を施し語例をイロハ順に排列し直してしまっている版⁽⁷⁾もあり、諸版の比較は興味深いのであるが、今回は本書の本来の考えを見る

のが目的であるため、初版と考えられる版のみを対象とし、他の版については別の機会に述べることにする。

二

最初に、仮名の決定の際に条件となる事項には、どのような種類のものがあるのか、検討することにする。

本書は冒頭に、

仮名遣の法一にはわいいうゑを五字の同音の字を和音五十字の相通によりて各よろしき所に用ると二には五音の内こえの軽重によりて用る字かはると三には開合のかなをかきわくるにあり是をかなつかひの三要とす

と記し、「相通」「軽重」「開合」の三つが重要であると述べる。このうち「開合」については、「一端のいをかくへき事」に始まり、「二中のゐをかくへき事」「一おくのひをかくへき事」「二端のほかく事」「二中のをの字かく事」「一奥のお」「一端のへ」「二中のえ」「一奥のゑ」「二前のう」「一後のふ」と続き、「前のはの字の事」「後のわの字用る事」で終わる中心部の後に、「二」の文字を付けず二字ほど下げて記す見出し（もう一つ、最後の「拾遺」も同様の見出しである）にした「開合の事」の箇所、別扱いで説明を行っている（分量は三丁半ほど。中心部は二十四丁半ほどある）。開合については、「あかさたなはまやらわの字上につきたるこえハ皆ひらくなり」「をこそとのほもよろおの字上に付たるこえハ皆合也」「又えかせてねへめえれゑも合也（二十九才）などの説明が行われているのであ

るが、今回は中心部の記述から仮名遣い規則を探ることを目的とし、「開合」についてはまた別の機会に考えることにしたい。

本書の中心部の形式上の特徴として、各の仮名ごとに、使用する箇所を列挙し、その次の部分で使用箇所別に「〜とは」の書き出しで説明をするという、ほぼ統一された記述が行われていることが挙げられる。

例えば最初の「端のいをかくへき事」（以下、「い」の条とする。

他の仮名も同じ）では、まず「い」の字は其こゑかるくしてよはきに用ゆへし」と全般の特徴を述べる。次に、仮名の使用箇所として「よみのかしら」「こゑの下」「よみの中下にて。きの字に音かよふ字」という三つを挙げ「凡はしのいを用るに此三様あり」とまとめて終わる部分（使用箇所を列挙しているので、以下、列挙部分とする）がある。この後に、「○よみのかしらとは。いは。いし。いゑ。いゑ。いはふの類也○こゑの下とは。ていわり帝王 稽古 再拜 かい開：」（以上、四ウ）というように、使用箇所別に○印で分けて、語例を挙げながら説明を行う部分（説明部分とする）がある。次の「ゐ」の条も、まず「ゐ」の字は専一にしておもき音に用ゆいひの字よりおもし」と述べた後、「一字の訓にあたるよみ」「音の上」等の四つの項目を列挙して「凡此四様なり」とし、次に「○一字の訓にあたる字とは 井 居 猪：」（以上、六オ）等の説明部分が続く構成になっている。続く「ひ」の条も同様である。

ただしこの「い」「ゐ」「ひ」の条の最初にある全般的特徴の記述は、ほかには「を」の条にあるのみで、「ほ」「お」「へ」「え」「ゑ」

「は」「わ」の条は列挙部分から始まる。「う」「ふ」の条は列挙部分もなく、説明部分のみで、何々の箇所を使用すべしと述べてから解説を行っている。このように条によってやや異なる点はあるが、基本的には、各条は使用箇所（項目）の列挙と各項目の説明から成るという構成になっている。

なお、説明部分では、項目の解説以外に、更に注意すべき語・使用箇所を取り上げて説明をする場合もある（各項目の解説と同じく○印で始まることもあるが、○のないこともある）。例えば、「い」の「六日はむいかとかく…」（五ウ）、「ひ」の「○ひの字を書てみ」とよむ事（八ウ）、「お」の「○凡おくのおの字下にはかくへからす…」（十六オ）などである。

以上のような、列挙部分に仮名の使用箇所を項目として並べ、説明部分でその項目ごとに解説を行うという形式であるので、一見、使用箇所の呈示が中心で、仮名遣いの規則を明示していないように見える。しかし説明部分（条によっては列挙部分にも）を読むと、語例を挙げて「ゝの類也」とだけ述べる項目もあるが、多くの場合、語例を挙げたあとに、

此類皆ゐの字を書へし（六オ）

音の上は皆中のゐの字をかくへし（六ウ）

右の類皆中のをの字を用ゆへし（十三オ）

中にはへの字用ゆへし（十八オ）

皆一字の音也ゑの字をかくへし えへの字かくべからず（二十ウ）

皆うの字かくへし ふの字かくへからず（二十一オ）
ひふ通する故にふの字を書也（二十四ウ）

のように、ゝの字を「書くべし」（時には更に、ゝ以外の仮名は「書くべからず」という指示を加える）などの表現で書くべき仮名を指示し、このような条件の箇所ではこの仮名を書くという仮名遣い規則を明示する。これは、列挙される使用箇所に記される要素が条件となつて、その条の仮名で書くという決定がなされるということである。つまり、使用箇所の記述は、仮名決定の条件の記述に等しいことになっている。そこで、列挙部分に並べられ、次の説明部分の項目名にもなる、仮名使用箇所の記述を見ることにするが、その前に、四つの条では最初に述べられるということがあるので、全般の特徴の記述をまず示しておく。

い いの字は其こゑかるくしてよはきに用ゆへし

ゐ ゐの字は專一にしておもき音に用ゆ いひの字よりおもし

ひ 此ひの字はいの字より猶よはき所にかくへし
を をの字はかるき所に用ゆ

次に、列挙部分に並べられ、説明部分でも繰り返されて項目名となる記述を条ごとに示してみる。「は」「わ」の条の列挙部分は文の形で述べるためその一文を以下では引用する。なお、「う」「ふ」の条では既に触れたように列挙部分が無い。「ふ」の方は説明部分

が○印で三つに区切られるので、他の条では列挙する使用箇所と説明部分の○の下の項目名とがほぼ同じであることを考慮して、○の直後の一文を示しておく。「う」の条は途中に○が一つあるのみで様々な説明が混在しているので、「ふ」と対照的な記述のみ区別してここに示しておく。なお、説明部分において○印を付けて記されることから、以下でも○の下に示すことにするが、「う」の条のみは○がない記述なので付けずに示す。）

い ○よみのかしら

○こゑの下

○よみの中下にて。きの字に音かよふ字

ゐ ○一字の訓にあたるよみ

○音の上

○一字の音

○よみの下にてわきにかよはぬ字

ひ

○訓の下

○ふにかよふ字

ほ ○大の字御の字多の字付たるおもきこゑの下のかな

○よみの中下にかくかな

○一字の音訓にあたる字

を ○字の上においてかろきよみこゑの字

○てにはのを

○小の字をおとよむかな

○よみの中下

お ○一字の訓

○のとよりいつるおもきよみこゑの上の字ことに大の字と御の字の付たる字

へ

○ふにかよふかな

○辺の字を用る訓

○中に用るかな

え

○一字の訓

○音のかしら

○ゆの字にかよふかな

ゑ

○よみのかしら

○よみの下にありてゆにかよはぬかな

○一字のこゑ

う

訓によむ字のあとを引にきの字とくの字に通ずるよみに
はうの字を用ゆへし

音によむに平上去の三声の引音は皆うの字をかくへし

ふ ○訓によむ字のあとを引にへの字と。ひの字とにかよふにハふの字をかくへし

○入声字の引音の下にふの字かくへし

○生の字うとよむはふの字かくへしおふと云略語也

は ○中下にてわとよむ所にハはの字かくへし

○はの音の字をわとよむにもはの字を用ゆへし

わ ○音訓共に上にかくへし

○一字の音訓に用ゆへし

更に、先に触れたように、列挙部分の項目ではないが、説明部分において右の項目以外のものを取り上げることがある。その説明〔「う」「ふ」の条の場合は右に示したものの以外のものを〕を示す(説明の最初に○印のあるものはそれを付けて示す)。

い 六日はむいかとかく いはむの引音也

ひ ○ひの字をかきてみとよむ事

ほ ○或説勢の字いきほひとかくと云はひが事也いほむ氣生の意なる故おの字…

を ○芭蕉 順和名抄にはせをばと訓せり…蕉の字はせうのこえなるをせをと訓せし事…音のしたのひゞきをかへて和訓とせし也

お ○凡おのおの字下にかくへからず中にもか、ずてにはにも用ゆべからず但一字の訓は中下にもおのおの字をかくへし其事すでに上にしるせり

え ようの音の字にもえうとかく事ありえよ通するゆへ也

う 又むにかよふかなにもうの字を用ゆ…みにかよふ字にもかく事あり

旅人蔵人高麗人などにうの字をかく事たひんどくらんどこまんど、云へきを引音によりて。うとなふるゆへ。

たひうど。くらうど。こまうど、うの字をかく也

八日もやうかとかくやの引音はう也十日はとをか也とうかにあらず十の字とをとよむゆへ也又妹の訓いもうと、云いろと、いふへきをろともと通していものと、云もの字の引音はうの字なる故いもうと、かく…小路をこうちと

かく事こちとは云へからず故にこの字に引音を付てこうちと云うの字をかくへし

まうすをもふすとかくへからず

○世俗に瓜うりの字の訓ふりとかく説有ひか事なり…ふの字下にかきてはうとよむ事有上にかきてうとよむへき理な

し

○近江あうみとかくあふみとはかくへからすあうみとはあはうみ也；遠江もとをたうみとかくへし遠江とはとをつあはうみ也；つあのかへしはた也あはのかへしはあ也とをつあはうみといふへきをかへし音によりてとをたうみと云

ふ

又きのふとハさきの日と云を略せりけふハはけさの日と云を略せり ひふ通する故にふの字を書也

又鸚鵡はあうむなれども訓に。やはらけてあふむとかく芭蕉をはせをとかくと同例也

は

又訓にてよむ字にも おとは 音羽 あずは 足羽など口にてはわととなふれともとよりはとよむ字なればわとはか、ずはとかくへし

右に示した、列挙部分に項目として並べられておらず、説明部分にのみ見られる規則は、殆どが一つの語の書き方を指示したものである。これに対して、列挙部分にも並べる項目は、一つの語に限らず複数の語に共通する何らかの法則性のあるものになっている。「う」の条にはこのように多くの指示が見られる。使用箇所を二つ三つにまとめて列挙すれば基本的な指示が終わる他の条とは異なるため、他と同じ構成にするのが困難だったと見られる。一つの語

の表記の諸規則も、語源考察が関わるものなど益軒の他の業績を思い合わせる興味深いし、安田（一九九四）が「故実仮名遣」として指摘する「芭蕉」が見られること等も本書の性格を窺う際に注目すべき点ではあるが、今回は基本的な原理の探求を目的とし、これらについては機会を改めて検討することにした。

ただ、最初の、四つの条にのみ見られる全般的特徴の記述はまず見ておくことにする。うち三つの条では、冒頭の「三要」に記されているが、「ひ」の条は「弱し」を条件にしている。この「よはき」は、「い」の条に「かるくしてよはき」と並べられること、また「あ」の条の説明部分に「此類には皆中のみをかくへしわきにかよはぬは專一にしてつよき字也」（七オ）とあって、「つよき」の語も使われるが、全般的特徴に「專一にしておもき音」とあるのと同様の意で用いられていることから、「軽し」と「弱し」、「重し」と「強し」は、ほぼ同様のことを指していると考えられる。すなわち、全般的特徴の記述は、全て「軽重」に関わる条件の下に成立する原理を述べたものとなっている。なお、続く列挙部分・説明部分を見ると、「ほ」「お」に「おもき」、「を」に「かるき」、また項目名にはなっていないが「ひ」の説明の中に「よはき」の表現が見られるが、他の条には無い。このように（軽重）（以下、条件の種類をへ）内に示すことにする）の条件は、「い」「ひ」「あ」と「お」「ほ」「を」の場合にのみ出現する。

列挙され、解説も行われる項目名を見ると、「かよふ」「通ず」と

「かよはぬ」などの、同じく「三要」である〈相通〉関係の条件が目立つ。よく知られている通り当時の仮名遣書においては活用を根拠にする原理が多く見られるが、本書においても〈相通〉がかなり重要な条件になっている。

また、「三要」には掲げられない種類の条件も多いことが窺える。「音・こゑ（こゑ）」と「訓・よみ」という語が多く見られることから、〈音訓〉の条件も重要なものであることが知られる。これは字音語と和語の区別であるのが、字音の方は一字の問題であるので、便宜的に〈音訓〉とする。この「こゑ」「よみ」と同様に多く使われている語として「かしら・上」「中」「下・末」などもある。これらの表現で限定される、語における仮名の〈位置〉も、仮名遣いでは当然のことであるが、本書においてもやはり重要な条件である。ほかに、「大の字御の字多の字」「小の字」「辺の字」など「ゝの字」という表現をする条件は、その漢字で書かれる語・形態素（語源が関わるものもある）を取り上げるもので、この類は〈意味〉とする。「二字の（音）または「訓」と表現する条件も、説明部分の語例等を見ると、同音の特定の一拍の語・字音を提示するものであり、この条件も〈意味〉としてまとめられるものである。また、「を」の条に「てにをはのを」という記述があることから、「てには」という条件もあることが分かる。この一項のみに見られるものであるが、〈文法〉とする。なお、「う」「ふ」の条に限られるが、「訓による字のあとを引に」「引音」などの表現も見られる。この類は〈発音〉とする。

以上のように、本書における仮名決定の条件には、〈軽重〉〈相通〉〈音訓〉〈位置〉〈意味〉〈発音〉などの種類がある。これらは全て「連歌師のかなづかい書」群に既に見られるものであり、仮名遣書の伝統に従っていることが窺える。

三

続いて、条件の種類ごとに少し詳しく見ていくことにする。

まず、「三要」の第一である〈相通〉についてであるが、既に表示したように、仮名選択の根拠として、「かよふ」「かよはぬ」、「通ず」「通ぜず」などの表現が見られる。更に、「かよふ」「通ず」は、必ず「（何々の仮名）にかよふ（通ず）」という形で用いられる。以下、「ふにかよふ」という条件は《ふ通》のように示す。「かよはぬ」は、「る」の条の「わきにかよはぬ」と、「ゑ」の条の「ゆにかよはぬ」が見られる。これはそれぞれ《×通》《×ゆ通》とする。

〈相通〉関係の条件には、

《き通》《きく通》

《ふ通》《へひ通》

《ゆ通》

《×通》《×ゆ通》

などがあることになる。また、これらの条件によって決まる規則は、第一節で示した、本書の初めに掲げられる、「縦の相通」（いわゆる五音相通）と、「横の相通」（同韻相通）の、どちらかに分類される。

縦の相通を利用する規則は、「ふにかよふ字」は「ひ」、「ふにか

よふかな」は「へ」、「ゆの字にかよふかな」は「え」、「訓によむ字のあとを引にへの字と。ひの字とにかよふ」は「ふ」の四つである。それぞれ、「ひ」の条で「ふにかよふ字ハはひふへは通音なるゆへなり」(八オ)として「あひあひいひいふおもひおもふさふらひさふらふ」(同)などを掲げ、「へ」の条で「ふにかよふかなとハはひふへは相通する故也」(十七オ)として「おもへおもふ…たまへたまふいへともいふとも；脇間へわきまふつかへつかふるそへそふる(同)」などを掲げ、「え」の条で「ゆの字にかよふかな」として「もえもゆるそひえそひゆきえきゆるこえこゆる」(十九オ)などを掲げ、「ふ」の条で「はひふへは通ふ故也」(二十四オ)とし「おもふ」「とふ」「こたふ」等を掲げるように、動詞活用語尾の表記を、活用を根拠に定めるものが殆どであるが、「かひこかふこ」(八ウ)という名詞の例も一例あった。また「ふ」の条に「きのふ」「けふ」を語源から説明する例は第二節に示した通りで、これらの名詞にも「ひ」(日)と「ふ」の縦の相通が利用されている。なお、「ひ」の条に「とびとふ飛」と「よろこひよろこふ」があるが、このようにに音のものも掲げる(この条の題は「おくのひをかく事」と「ひ」に振り仮名「い」が付されているが)。

横の相通を利用する規則は、「よみの中下にて。きの字に音かよふ」は「い」、である。「う」の条の記述で、「ふ」と対照的でないため今回は省いた中にある、「むにかよふかな」は「う」、もこれに当たる。「椀飯わんはんわうはん」「冠かんむりかうふり」「上野かんとつけのかうつけの」などの例が挙げられ、「此類のむにかよふか

なにうの字かくへし」(二十一オ)と述べている。これについては、「い」の条で、「ついたち」「ついち」「きさいのみや」「さいつごろ」「かいまみ」等の名詞や、「しのいて」「おいて」「ないて」「かいて」「つ、いて」等の動詞連用形活用語尾、「うつくしい」「たのしい」「かなしい」「うれしい」「よいかな」等の形容詞終止連体形活用語尾などの、イ音便の例があげられている(五オ・ウ)。

また「う」の条には、「縦」「横」両方の相通が利用される原理もある。「訓によむ字のあとを引にきの字とくの字に通ずるよみ」は「う」、であるが、(右に括弧内に示した「む」のものと同じく)「う」の条で今回対象外とした中にある、「みにかよふ字」は「う」、もこれに当たる。前者には、「うとくと通し」「くときと通す」(二十ウ)と記し、「わかうわかくわかきたかうたかくたかき」(二十ウ)「ようよくよきめつらしうめつらしくめつらしき」(二十一オ)など、形容詞連用形ウ音便の例を挙げている。「く」に通ずという横の相通だけでも説明できるものであるが、形容詞の活用を考慮して縦・横両方を持ち出す説明になっている。後者には、「上野かみつけかうつけ守殿かみのとのかうのとの神南かみなみかうなみ」を挙げ「みとむと通して」(「かんつけかんのとのかなみなみなど云を」)「むとうと通ずる故に」(「かうつけかうの殿かうなひとかく也」)と述べる。こちらはこのような二段階の説明が必要なものである。

一方、《×通》を根拠に仮名を定める規則は、「ゐ」と「ゑ」の条に見られる。当時の仮名遣いでは、ワ行の仮名は活用に関わらないものであった。そのため、語末の仮名の場合に限定されるが、《×

通》↓「ゐ」・「ゑ」とする規則が成立可能となっているのである。

四

次に、「三要」の第二である〈軽重〉について見る。第二節で述べたように、〈軽重〉の条件によって仮名が決められるのは「い」「ひ」「ゐ」「お」「ほ」「を」に関する仮名遣いの場合である。その原理を、「い」「ひ」「ゐ」および「を」は条の最初の全般的特徴の記述により、また「お」「ほ」は列挙部分の記述により、更に「ほ」については説明部分の「訓の中下にかくかなとは」にある「いつれもをとよむおもくつよき所に用ゆ」(十才)という記述によってまとめると、

ゐ―重い所に用いる

い―軽い所に用いる

ひ―最も軽い所に用いる

お―語頭の重い所に用いる

ほ―語中・語末の重い所に用いる

を―軽い所に用いる

となる。イの仮名の区別からは、三段階あることになる。ただし、後に見るように、「い」「ひ」「ゐ」の書き分けは、語中・語末の「ひ」を除くと、〈軽重〉にかかわらず他の条件から決まってくるので、三段階は必要なくなってしまう。結局使われる条件は《重》《軽》の二つである。

なお、右のように、「お」と「ほ」に関しては、〈軽重〉と〈位置〉を複合せた説明になっている。「い」「ひ」「ゐ」の場合は条の最初の全般的特徴の記述において〈軽重〉の条件が記されるという形式上の統一性があるのに対し、「お」「ほ」「を」においては、「を」の条にだけ全般的特徴があり、「お」「ほ」の条ではその部分がなく項目列挙部分に〈軽重〉に関する記述が見られるという形式上の不均衡は、この点に起因すると考えられよう。

ところで、今回は残念ながら本書の軽・重が具体的にはどのようなことについて言うものであるのか解明できていない。音の軽重に関しては、既に多くの考察が行われており、他の文献における用法も考慮して解明するべきであるが、今回は本書の中に見られる軽重についての記述だけを見て推測できることを以下に述べるにとどめたい。

まずは、「連歌師のかなづかい書」群について(島田 一九六六)が述べる「意味あるいは語感などについて言うものであろう」⁽¹⁰⁾「軽字は意味・語感などの軽い語の意味であろうか」という推測が当てはまるかと思われるところがある。「ほ」の条の「大の字御の字多おほの字付たるおもきこえ」(九才)や、「を」の条の「小の字おとよむかな是もかろきかななり」(十一才)という記述から、「大・御・多は重い」「小は軽い」となるが、大きいものや多いものは当然重量が重くなるし、小さいものは軽くなる、また「御」が付けられるのは恐れ多く重々しいことなどといったことが、常識的に思いつく。このような意味・語感に関わるつながりが、「大・御・多」

と「重」「小」と「軽」にはある。

しかし、「お」の条の「のとよりいつるおもきよみこゑ」(十四オ)(十五オ)や、「を」の条の、「応 翁などののとより出る重き音はおうとかくへし」(十二オ)、「右の四に中のをの字用ゆへし皆くちひるより出るかるきかななり」といった記述を見ると、明らかに発音との関連が窺われる。こちらは、(鳥田 一九九七)の「声おもき」は発音が重い感じとの意かのように考えることができる。ただ、これらが当時の発音について述べたものなのか、かつてそのような発音だったということなのか(右だけを見ると当時の発音の記述のように思えるが、そのような発音の区別が行われていたとは考えにくいので)分らない。更に「音ハ 億ぢ 音おの類皆形体なくしてかるきこゑ也」(十一ウ)の意味するところも不明である。

なお、第二節で少し見たように「つよき」「よはき」は「おもき」「かるき」とほぼ同様に使われる。この強弱と軽重について少し見とおきたい。「ゐ」の条の「わきにかよはぬは専一にてつよき字也」(七オ)や、「ひ」の条の「ふにかよふ字ハはひふへは通音なるゆへなり わきにかよふハ専一ならずしてよはき字也」(八オ)という記述から、更に「つよき」「よはき」の語はないが「い」の条の「わきにかよふハ専一ならざる字なり」(五ウ)という記述から、「専一」相通しない↓強い「専一でない」相通する↓弱い」ということになる。「ひ」の条の「いの字は音の末ひの字はよみの末にかくへし音の末よりよみの末ハよはし」(八オ)という記述の「音の語末」より「訓の語末」の方が「弱い」という点も、これだけでは

理解しがたいが、右のようなことを考えれば、和語の語末は、活用語尾であつたりして相通することが比較的多いのに対し、字音の末尾の相通は殆ど想定できないといったことを意味していると理解することができよう。更に、第二節に示したように「ゐ」の条では右の「専一にてつよき」のほかに「専一にしておもき」があるから、「専一(＝相通しない)↓重い」という結びつきがあることが分かり、反対の「相通する↓軽い」という結びつきも想定できる。すなわち、重いと(強いと)動かしがたく、軽いと(弱いと)動かしやすいという連想である。このように、「強・弱」と「重・軽」は、動かしがたいか、動きやすいか(「専一」かそうでないか)という点で結びつく。「大きいもの・恐れ多いもの・多いもの」動かない(専一)―重い、強い「小さいもの」動きやすい(専一でない)―軽い、弱い」ということになる。

また、口先は動かしやすくそこから発音は軽々しい、喉の奥は動かしがたくそこから発音は重々しい、などのつながりを想定することもできる。すなわち、「重・軽」「強・弱」が、意味・語感に対して言われることもあれば、発音に対して言われることもあるといった状況に本書はなっているが、意味・語感も発音も、ともに、動かしがたいか、動かしやすいかという点において、共通性が見出され、それが「重・軽」「強・弱」と結びついていると見ることができよう。ただし、それでは、「大・御・多」「小」以外の語について、意味・語感が重いか軽い、か、音を発音したときに重い音が軽い音か、これらをどのように判断したのかという点は、不明とする

しかない。更に、結局、右のような特定の語以外はどちらでもよいということも述べるのであるが、これについては第六節において示すことにする。

五

〈音訓〉は、これまで挙げてきたように、「よみ」「訓」であるか、「こゑ」「音」（この場合はもちろん音読みの意）であるかという區別である。訓読みの語か、音読みの語かということであるが、音読みの場合は、語というより漢字一字が単位となっている。すなわち、仮名遣いを考える際の常識である、和語の仮名遣いか、字音仮名遣いかということである。以下〈音訓〉に関するこの二つの条件を、《和語》《字音》と示すことにする。

〈位置〉においては、「かしら」「上」と表される《語頭》、「中」で表される《語中》、「下」「末」で表される《語末》の、どれに当たるかということが問題になる。「中下」とまとめられることがあったり、「下」とあっても語例を見ると語中の例が含まれていたりするので、やはり仮名遣いでは常識である、語頭か非語頭（語中語尾・語中尾）を問題にする場合が多いということになるが、「中」で語中のみを、「下」で語末のみを指している場合もあることが注目される。

「中」が単独で使われる原理は一つだけあり、エ音の仮名の選択にかかわるものである。第二節に示したように、「へ」の条には、「ふにかよふかな」「辺の字を用る訓」「中に用るかな」の三項目が

列挙される。説明部分には、

○中に用るかなとハ たへなり妙 かへる婦 藝 かへで
是等のふにかよはぬかなにも中にハへの字用ゆへし（十八才）
とあって、「ふにかよはぬ」仮名であつても「中」は「へ」で書くよう指示されている。この最後の部分は、「中」には「へ」の字を用ゆべし、すなわち、

エ 《語中》 ↓ 「へ」

という仮名遣い規則である。他のエの仮名を見ると、「え」の条では、「一字」と「かしら」があり、最後の「ゆの字にかよふ」は位置の限定がないが、語例は「もえ」「そひえ」「きえ」等のヤ行下二段動詞または「こゝろえ」というア行下二段動詞の連用形のみであり、全て《語末》である。「ゑ」の条は「かしら」「下」「一字」の三項目でやはり《語中》はない。《語中》のエは全て「へ」という単純化が見られるのである（この単純化が優先され「たへなり」は《語中》という処理がなされると見ることができよう）。

「下」に関わる規則は、比較的多く見られるが、右の「中」の場合と異なり、「こゑの下」のように〈音訓〉との複合によって規則を構成するか、「ぬ」の条の「わきにかよはぬ」と「ゑ」の条の「ゆにかよはぬ」のように、〈相通〉との複合によって規則を構成する。（「ぬ」の方では「わきに」となっていて全く相通のないことが表されているが、「ゑ」の方は「ゆ」に限定されている。語例を見ると、「すゑ こすゑ ゆくゑ行末の略なり こゑ声 いゑ家」（二十才）であるから、「ゆ」に限らず例えは「ふ」にも「かよは」な

い。「ゐ」と同じく「わきにかよはぬ」でよいように思われるところではある。「え」との区別を強調するためであろうか。

なお、「中」の場合と同じく、〈位置〉のみで原理を構成することが、ワ音の場合にもある。「わ」の条の項目に、

音訓共に上にかくへし(二十七ウ)

があり、説明部分では「…とハ音ハ ワ 黄 …訓ハ わかつ わたつみ われ …(同)とあるから、《字音》《和語》の区別に関係なく、

ワ 《語頭》 ↓ 「わ」

という規則が成立するということである。これは当然と思えるが、既に報告されているように、この規則に反する表記も実際にはあったのであり、本書がこの規則を明示するのも理解できないことではない。

〈意味〉については、第二節でも述べたように、おもに二種類の条件が見られる。一つは「ゝの字」という言い方をするもので、その漢字で書かれる語・形態素を特別に取り出すものである。その語のほかにも、例えば「ほ」の条の「大の字：付たる」の説明のところに「おほそら」とともに「おほやけ公」(九ウ)が挙がっていたり、「へ」の条の「辺の字を用る訓」の例語として「いにしへ かたへ まへ」(十八オ)が挙げられている等を見ると、漢字表記は「Xの字」のXではない別の字になることがある語でも、語源がその語であると考えている場合も含むことが分かる。右のような漢字が示される条件は《大の字》《小の字》《辺の字》のように《ゝの

字》というかたちで表すことにする。もう一つは、「一字の(訓・よみ)または「音・こゑ」という表現を用いて、同音の一拍の語・字音を取り上げるものである。取り上げられるものには、例えば、「ほ」の条に「初穂」「伊賀保」等、「お」の条に「雄」「尾」等および「たかお」「勝尾」等、「え」の条に「枝」「兄」等および「むめかえ」「下え」「きのえ木兄也」などが例語としてあるのを見ると、右と同じく、単独の場合だけでなく、複合語・熟字等になったものも含むことが分かる。(この類も、先行の仮名遣書に見られるものである。)この条件は《一字(穂・保…)》《一字(雄・尾…)》《一字(枝・兄…)》のように《一字ゝ》のかたちで表すことにする。なお、「は」の条には、「はの音の字をわとよむ」という条件が見られる。「ゝの字」とあるが、特定の語・字を取り上げるのではなく、単独ではハ音である漢字が下にきてワ音になるという種類のものなので、「一字の」の方と同様と見て《一字(ハ音字)》と表すことにする(語と見るべきものもあるが字としてまとめる)。例語には「琵琶」「枇杷」「一把」「夜半」「音羽」などが挙がっている。

〈文法〉の条件は既に見たように一項目だけにあるが、《てには》という条件になる。

〈発音〉は、これも第二節で見たように、「う」「ふ」の条にのみ条件となっているものである。「訓によむ字のあとを引に」という条件で、更に「き」「く」に通ずるものは「う」の仮名、「ひ」「ふ」に通ずるものは「ふ」の仮名で書くという規則になっている。字音

の場合は、「平上去の三声の引音」は「う」、「入声字の引音」は「ふ」という規則である（こちらは「引音」という表現になっている）。条件には《引音》と、《平上去声》《入声》の区別があるということになる。

六

繰り返し述べてきた通り、本書では、各仮名の条に、まず（四つの条では最初に全般的見解があるが既に第四節にまとめたので、ここでは省く）その仮名の使用箇所を列挙するが、そこから分かる（既に述べたようにこの箇所にはこの仮名を書けということであるから）規則を、簡潔に示すと以下になる。なお、条件や規則の順序は、本書の記述順にこだわらず対照的なものが並ぶように適宜変える。また直接の言及がない場合でも、条件が語例から分かる場合、それを（ ）内に示すことがある。「下」とあっても語例を見ると語中の例が挙がっている場合は《語中》《語末》のように示した。

「い」「ひ」「ゐ」
 《字音》 + 《語頭》 ↓ 「ゐ」
 《字音》 + 《語末》 ↓ 「い」
 《和語》 + 《語頭》 ↓ 「い」
 《和語》 + 《語中》《語末》 + 《き通》 ↓ 「い」
 《和語》 + 《語中》《語末》 + 《ふ通》 ↓ 「ひ」

《和語》 + 《語中》《語末》 + 《×通》 ↓ 「ゐ」
 《和語》 + 《語中》《語末》 + 《×通》 ↓ 「ひ」
 《和語》 + 《一字（井・居…）》 ↓ 「ゐ」
 《字音》 + 《一字（育・院…）》 ↓ 「ゐ」

「お」「ほ」「を」

《字音》 + 《語頭》 + 《軽》 ↓ 「を」
 《和語》《字音》 + 《語頭》 + 《重》（特に《大・御の字》） ↓ 「お」
 《和語》 + 《語頭》 + 《軽》 ↓ 「を」
 《和語》 + 《語中》《語末》 + 《重》 ↓ 「ほ」
 《和語》 + 《語中》《語末》 + 《軽》 ↓ 「を」
 《和語》 + 《一字（男・尾…）》 ↓ 「お」
 《和語》《字音》 + 《一字（穂・保…）》 ↓ 「ほ」
 《和語》 + 《小の字》 ↓ 「を」
 《和語》《大・御・多の字》 + 《語中》《語末》 + 《重》 ↓ 「ほ」
 《和語》《てには》 ↓ 「を」

「え」「へ」「ゑ」

《字音》 + 《語頭》 ↓ 「え」
 《和語》 + 《語頭》 ↓ 「ゑ」
 《和語》 + 《語中》 ↓ 「へ」
 《和語》 + 《語末》 + 《ふ通》 ↓ 「へ」
 《和語》 + 《語末》 + 《ゆ通》 ↓ 「え」

《和語》 + 《語末》 + 《×ゆ通》 ↓ 「ゑ」
 《字音》 + 《一字(恵・会…)》 ↓ 「ゑ」
 《和語》 + 《一字(江・枝…)》 ↓ 「え」
 《和語》 + 《辺の字》 ↓ 「へ」

「う」「ふ」
 《字音》 + 《引音》 + 《平上去声》 ↓ 「う」
 《字音》 + 《引音》 + 《語末》 + 《入声》 ↓ 「ふ」
 《和語》 + 《引音》 + 《きく通》 ↓ 「う」
 《和語》 + 《引音》 + 《へひ通》 ↓ 「ふ」
 《和語》 + 《生の字》 ↓ 「ふ」

「は」「わ」
 《字音》 + 《和語》 + 《語頭》 ↓ 「わ」
 《和語》 + 《語中》 + 《語末》 ↓ 「は」
 《字音》 + 《一字(ハ音)》 ↓ 「は」
 《字音》 + 《和語》 + 《一字(倭・和・輪…)》 ↓ 「わ」
 《和語》 + 《一字(輪)》 ↓ 「わ」

まず、殆どの規則の中に《字音》《和語》という〈音訓〉の条件が明示されることが分かる。例外は、イ《ふ通》 ↓ 「ひ」、オ《大・御・多の字》 + ↓ 「ほ」、オ《てには》 ↓ 「を」、エ《ふ通》 ↓ 「へ」、エ《語中》 ↓ 「へ」、ウの《入声》 ↓ 「ふ」の六つ

(右には()を付けて和語・字音の別を語例から判断して示したものである。このうちイ・エの《ふ通》は活用語尾についてのことなので和語、エの「中」という位置は和語にしかなく、「てには」も当然和語である。《大・御・多の字》の場合は、列举部分には「おもきこえの下のかな」とあり(説明部分は「おもきかなは」)、この「こえ」は字音ではなく広く音を指すものと見られるので《音訓》の条件を示していないが、語例「おほひ也」「おほそら」「おほし」「おほんめくみ」「おほかみ」等からやはり和語とすぐ分かるし、「中」のエと同じく、「下」のオも和語にしかない。ウも「入声字」という表現から字音であることが分かり切っている。このように皆《和語》か《字音》であることが自明であるため、《音訓》を明示する必要がなかったと見られる。

《音訓》に更に加えられる条件を見ると、大きく分けて二種類がある。《位置》が明示されるものと、明示されないものである。明示されない方は、(全て語末である「う」「ふ」の《引音》ものを除くと)殆どが代わりに《意味》の条件(《一字》または《の字》)が加えられている。《意味》の条件による原理は、その語・字音が上に来ても下にきても(複合語・熟字の後項になっても)その部分はこの仮名で書くというものであるから、《位置》の特定はできない、どの位置であつてもよいというものである。これ以外のものうち、《文法》の《てには》なら位置は自ずと決まってしまう。《発音》の「う」「ふ」の《引音》も全て語末である。このように《位置》が自明の場合も明示されない。残る《ふ通》の「ひ」と

「へ」でも明示されないのは、「相通」のうちで《ふ通》が最も分かりやすいものだったからと推測できる。この二項目に挙げられている語例は第三節に示した通り、一例を除き全て動詞の語末であった。以上のように、「位置」のない原理は、「意味」の条件すなわち位置に関わらずその仮名であるというものと、その他の条件によって位置が自明のものである。従って、仮名遣書として当然であるが「音訓」と同じく、「位置」は常に考慮される条件である。

ところで「意味」の条件《一字》と《くの字》による規則は、複数の語に関わる、すなわち共通性を有する語・字音が多くある（《一字》）か、特定の語が構成要素となった語が多くある（《くの字》）という点で、複数にわたる規則性がある（そのため、列挙される必要も加えられる）とは言えるが、結局は一語ずつ一字ずつ覚えるだけであるから数は少ないが。「文法」の方は以上に挙げた字の語同様である。そこで、「意味」「文法」以外の条件による規則を、字音と和語を分けるなどして示し直してみる（先ほどは、直接の記述はなく語例から判断したため付した（ ）も、ここでは簡潔に示すため省く）。

字音

イ

《語頭》

↓「ゐ」

《語末》↓「い」

ウの《引音》

《語末》 + 《平上去声》 ↓ 「う」
 《語末》 + 《入声》 ↓ 「ふ」

エ

《語頭》 ↓ 「え」

オ

《語頭》 + 《重》 ↓ 「お」
 《語頭》 + 《軽》 ↓ 「を」

和語

ワ

《語頭》 ↓ 「わ」
 《語中》《語末》 ↓ 「は」

イ

《語頭》

《語中》《語末》 + 《き通》 ↓ 「い」
 《語中》《語末》 + 《ふ通》 ↓ 「ひ」
 《語中》《語末》 + 《×通》 ↓ 「あ」
 《語中》《語末》 + 《×通》 ↓ 「ひ」

ウ

《引音》 + 《きく通》 ↓ 「う」

《引音》 + 《へひ通》 ↓ 「ふ」

エ

《語頭》

↓ 「ゑ」

《語中》

↓ 「へ」

《語末》 + 《ふ通》

↓ 「へ」

《語末》 + 《ゆ通》

↓ 「え」

《語末》 + 《×ゆ通》 ↓ 「ゑ」

オ

《語頭》

+ 《重》 ↓ 「お」

《語頭》

+ 《軽》 ↓ 「を」

《語中》

+ 《重》 ↓ 「ほ」

《語中》

+ 《軽》 ↓ 「を」

これを見ると、まず〈音訓〉と〈位置〉の判別のみで仮名が決

まってしまう場合が少なからずある点が注目される。字音の、語頭「ゐ」語末「い」、語頭「え」、和語の、語頭「わ」語中語末「は」、語頭「い」、語頭「ゑ」語中「へ」などである。もちろん、このほかに、右には省いた「一字のく」の字」という規則があるから、実際には、「井」「居」「猪」や「江」「枝」「得」などから和語の語頭「ゐ」や語頭「え」が書かれる場合がでてきたり、字音の「恵」「会」「衛」などから字音の語頭「ゑ」がでてきたりはするが、基本

的にはかなり単純化されていることが分かる。この点は、

一説はぬる音にゐの字をかく院ゐん隠印ゐんなどの類也といへりされと
それにかきらす音の上は皆ゐの字をかくへし（六ウ）

という記述などにも典型的に表れていると言える。字音の語頭は全て「ゐ」にしてしまうという規則である。いわゆる歴史的仮名遣いや伝統的な仮名遣い（定家仮名遣いや、その後の定家流の仮名遣いなど）では、右のように字音の語頭が「ゐ」に限定されたり、和語の語頭が「ゑ」に限定されたりすることはない。仮名遣いの単純化は、先行の仮名遣書からも窺われる傾向ではあるが、本書の単純化はそれを一層すすめたものと見ることができるといえる。

〈音訓〉と〈位置〉の条件だけでは、一つの仮名に定まらない場合も当然ある。そのような場合に持ち出される条件が〈相通〉と〈軽重〉である。「い」「ひ」「ゐ」と「え」「へ」「ゑ」のように〈相通〉の条件が設定できる箇所は〈相通〉の条件によって仮名が決まり、「お」「ほ」「を」のように〈相通〉の条件が設定できない箇所は〈軽重〉の条件によって仮名が決まる。〈軽重〉よりも〈相通〉の方が優先されるものであることが窺われる。

このように、〈軽重〉は、他の条件では区別できない場合に持ち出される条件である。このことは、「お」「ほ」「を」に関しては右に示したところから分かるが、「い」「ひ」「ゐ」についても、右には示さなかったが、既に触れたように条の最初に全般的特徴の記述があることを考え合わせると、納得できる。この三つの書き分けは、右に見る通り、「一字のく」の類の例外はあるが）和語の語中語末

以外は〈音訓〉〈位置〉の条件によって決まる。和語の語中・語末は、「き」に「かよふ」ものは「い」(五オ)、「ふ」に「かよふ」ものは「ひ」(八オ)、「かよはぬ」ものは「ぬ」(七オ)となること、右に示した通りであるが、最後の「かよはぬ」ものの中に「ひ」で書くもの(七ウ・八オ)もある。右に二つの《×通》(「ひ」の方は語例からの判断なので本来は先に示したように(一)に入れるべきところではあるが)があつて二つの仮名「ぬ」と「ひ」があるという点に示されている。この二つを更に書き分けるために〈軽重〉の条件が必要だつたと考えられる。語例を見ると、「ぬ」は「くらぬ」「くれぬ」「にるまくら」「つぬに」「さけをしるる」等であり、「ひ」は「あふひ」「うくひす」「くひな」「よろひ」「恋^レ」「あたひ」「たましひ」等である。単純化に徹しようとすれば、「ひ」は《ふ通》に用いられる仮名であるから、《×通》は「ぬ」に限定できればよいのであるが、右のような慣用的に「ひ」で書かれてきた語を「ぬ」で書くような主張は現実的ではない。このような慣用表記の區別を説明するために以前から仮名遣書に見られた〈軽重〉が持ち出されたと考えられる。(「ぬ」に関しては、三条西実条『仮名遣近道』(寛永二年奥書)に「おもき事に遣ふ也」という記述がある。)

「ぬ」は(当時としては)活用に関わらない仮名であつた。「お」「ほ」「を」についても同様であり、〈音訓〉〈位置〉更に〈相通〉では説明できない、語頭の「お」と「を」の書き分け、語中語末の「ほ」と「を」の書き分けの説明に持ち出されている。語頭の「お」と「を」の區別は、本来の定家仮名遣いは別として、

ずっと〈意味〉を根拠にしてきたもの、すなわち語ことに覚えるしかないものであつた。それを、先行の仮名遣書に見られる、「小」の字は「を」、「大」の字は「お」という規則を受け継ぎ、本書では「御」「多」にまで広げてはいるが、共通性を見出せるのはこれくらいまでであり、法的なものも呈示できるはずもない。先に連想を推測したように、「ぬ」「ひ」の相通しない・する、「お」「を」の大・小が、強・弱、重・軽に結びつくということもあるので、既に用いられていた軽重の考え方を、本書でも利用してことになる。語中語末の「ほ」「を」も、やはり〈相通〉を条件にすることができない箇所であるが、こちらも「小」と「軽」がうまく結びつき、更に、「お」が、第二節に示した条の最後の「○凡おくのおの字下にかくへからす中にもかゝず」という記述に明示されるように語中語末には用いられないものであることから、「ほ」を「重」とすることが可能になつたと考えられる。

以上のように、「い」「ひ」「ぬ」と「お」「ほ」「を」には、〈音訓〉〈位置〉〈相通〉だけでは説明できない部分があつたため、〈軽重〉による區別が必要になつたということが分かる。だからこそ〈軽重〉の記述は「い」「ひ」「ぬ」と「お」「ほ」「を」にだけ見られたのであつた。

なお、「う」「ふ」の語末は、「平上去の三声」か「入声字」かによつて「う」と「ふ」を書き分ける。この區別は、(『仮名文字遣』ではなく)『後普光園院御抄』などこの種の仮名遣書で説かれてきたことが知られており、⁽¹⁴⁾伝統的な規則を踏襲したものであろう。一方、

表記の実態を見ると、これもよく指摘されることであるが字音「う」和語「ふ」という単純化された書き分けが行われている。⁽¹⁵⁾実用性からすれば単純な方がよいが、既に触れた通り安田(一九九四)の指摘する「故実仮名遣」をも示すという本書の性格を考えれば、この種の伝統には従うのであろうし、入声字が分かれれば規則的に書き分けられるという点を見れば、本書の姿勢に反することではないとも言える。

規則に例外があると判断した場合には、採用しないという態度も顕著に見られる。例えば、先行の仮名遣書においては、はねる音の漢字の訓は「ほ」で書くという規則が諸書に見られるが、この規則について本書では、

一説に音をはねる字にほの字をかくといへともそれハかきるべからず操みまはしほりこしほるとしほ氷滯みまはしほりこしほるとしほ通などの類ハはねる音にあらされともほの字を用ゆ(十オ・ウ)

と述べ、この規則を採用しない。このような態度があるからこそ、活用が主となる〈相通〉や、〈位置〉は見てすぐに確実に分かる条件であるがゆえに、やはり優先的に使われる条件となる。「ふ」に「かよふ」のは「へ」という規則からは、例外に見える(実際には、《ふ通》↓「へ」とはするものの、「へ」は《ふ通》に限るとは述べていないから、例外ではないが、〈相通〉と関わる仮名は〈相通〉箇所に限られる意識が生じやすいためであらう)《語中》↓「へ」の規則を記すところに、

是等のふにかよはぬかなも中にハへの字用ゆへし(十八オ)

とわざわざ述べるのである。

ところで、近世初期の作品類の表記の実態を見ると、語中・語末の仮名遣いにはかなり共通の傾向が見られるのに対し、語頭の表記、特に「お」「を」の仮名遣いは、もちろん「おもふ」のように頻出する語の表記は共通だが、本によって「お」で書いたり「を」で書いたりという語も少なくなかった。語頭は活用のような法則的な説明ができず、意味による区別をするしかないからである。本書ではこの点を法則的にしようとしてか(軽重)によって説明する。一語一語の問題とせず、法則性を考えようとする態度の表れと見られるが、〈音訓〉〈位置〉〈相通〉のような明確さはないこと、これまで見てきた通りである。この点を考慮してか、次のような記述がある。「お」の条の説明部分の項目「のとよりいつるおもきよみこゑの上の字とハ」のところに、「おほやけ おほし多 おふる生 おほかみ狼 … 翁 応(十五オ)などを挙げ、また「大の字御の字付けたるもじハ おほいなり おほよそ おほきみ … おほんべ」などを挙げた後に、

此外ハ上にあるかなにハ中のおくのお通用してもくるしからず必か、はるへからずと或先達の人いへる由聞伝え侍へるまこととに理さもあるへき事也しかるに先輩の人中のおくのおわかち用る事か、はりて其ことわりあきらかならずまきらハしくて後人のまよひとなる大やう右にいへることわりを以おしてしるへしことわりなきにしるて定むるハひか事なるへし(十六オ・ウ)

と記すのである。「ことわり」を重視するとともに、「ことわり」のない場合に強いて規則を設けることをよくないこととし、間違えてはいけない覚えるべき語はあるものの、それ以外は「お」「を」どちらでもよいと許容している。この点も本書の大きな特徴と言えよう。

右の語頭の「お」「を」は、〈軽重〉によって区別されるべきところであり、何回か繰り返して「お」「ほ」は重く「を」は軽いことを述べているのに、特定語・字音以外はどこらでもよいということになると、軽重の重要性は失われてしまう。結局は一部の語だけ覚えればよいということである。

右のような許容は、「え」「ゑ」の条にも見られる。「え」の説明部分の項目「音のかしらとハ」と、「ゑ」の列挙部分の終わりに、

但音の上ハ大やうえゑ通用すへし（十九オ）

上にかくにハ音も訓も大やう えゑ通用すへし（十九ウ・二十オ）

と記し、語頭のエも「え」「ゑ」どちらでもよい旨を述べる。これも、どちらかに限定する条件が見出せなかったためであろう。またこの「え」「ゑ」では〈軽重〉を持ち出すこともしていない。

更に、既に触れたが「い」・「ひ」・「あ」ではそれぞれ軽・最軽・重とされているが、この三つの区別が活用されることもない。先に引用したように、「音の末」が「い」で、「よみの末」が「ひ」であることと、「音の末」より「よみの末」が「よはし」ということが結び付けられているが、仮名の書き分けにおいては、「音」が

「い」で、「よみ」が「ひ」という原理だけで十分である。軽・最軽の区別は不要である。

以上のように、〈軽重〉は、冒頭に「三要」としても挙げられ、「い」「ひ」「あ」と「を」の条の最初に述べられ、説明部分にも何度か繰り返される条件であるにもかかわらず、仮名の決定に当たっては、あまり機能していない。伝統的な説明を採用したものの、他の条件のような明確さに欠けるためであろう。他の条件を示す項目名が簡潔であるのに対し、〈軽重〉の関わる項目名は、単に「おもき」「かるき」等で済ませず、「大の字御の字多の字付たるおもきこえ」とか「のとよりいつるおもきよみこゑの上の字ことに大の字と御の字の付たる字 是もおもきかななり」のように他と比べて冗長になっている点が目立つのも、明確ではないために代表的な語を掲げて印象づけようとした結果であると思われることができる。

七

本書の仮名遣い規則は次のようにまとめられる。

まず、「よみ（訓）」か「こゑ（音）」かという和語と字音の区別が重要である。更に、位置を限定するものと、特定の種類の語・字音群を限定するものがある。

特定語を示すものには、「一字の（よみ）または（こゑ）」として共通性（同音）を有する種々の一拍語・一拍字音を覚えさせるものと、「Xの字」として漢字「X」で書かれる語およびその複合語（語源関連を含む）を識別させるものがある。

位置を限定するものについては、前節の繰り返しになるが、まとめると、

字音の場合

語頭ワは「わ」

語頭イは「ゐ」

語末イは「い」

語末の引き音は、平上去声「う」

語頭エは「え」

語頭オは、重「お」
軽「を」

和語の場合

語頭ワは「わ」

語頭イは「い」

語中・語末ワは「は」

語中・語末イは、「き」に通う「い」

「ふ」に通う「ひ」

通わぬ「ゐ」

語中・語末の「引音」は、
右以外に「ひ」の語あり

「き・く」に通う「う」

「へ・ひ」に通う「ふ」

語頭エは「ゑ」

語中エは「へ」

語末エは、「ふ」に通う「へ」

「ゆ」に通う「え」

「ゆ」に通わぬ「ゑ」

語頭オは、重「お」 語中・語末オは、重「ほ」
軽「を」 軽「を」

となる。ただし、先ほど分けた特定の語・字音は右の規則と異なる仮名になることがある。

冒頭の「三要」や、「い」「ひ」「ゐ」「を」などの最初の全般的特徴の記述以外は、仮名の使用箇所を特に系統立てることもなく列挙し、その項目ごとに説明をするという、一見雑然とした記述が続くが、主張されている規則をまとめてみると、このように、当時としてはかなり単純化されていることが分かった。反対に、右の四つの条の最初の記述は、軽重を用いて各仮名の特徴を端的に述べているように一見思えるが、実は軽重は仮名の書き分けに、(特に「い」「ひ」「ゐ」に関しては)活用されていない。軽重が重要となるはずのオ音の仮名遣いも、語頭はどちらでもよいということであり、語中・語末は「大・御・多」関係と単独オ音字(穂・保など)関係を「ほ」と心得れば、あとは特徴的な語を覚えれば事足りてしまう。このように、一見、軽重が重要に見えるものの(そのような記述が目立つものの)実はあまり注意をしなくてもよいということが明らかになった。

一方、音訓の別は、当時仮名遣いに注意を払おうとする人にとっては自明の知識であったと見られるし、位置は語の区切りが分かれば一目瞭然である。これらに比べると、活用・相通はある程度の知識が必要だったかもしれない。開合、軽重とともに相通が「三要」となっているのは、見てすぐ分かるというものではなく学ばなければ

ばならないものだったからだとも考えられる。それでも軽重に比べて分かりやすいものだったからであろう、「い」「ひ」「ゐ」「え」「へ」「え」の書き分けに活用されている。冒頭に五十音図等も示されているから、これによる規則は納得されやすいものであったと見られる。

また、相通もそうであるが、既に述べたように「」の字」として特定の語を取り上げる場合は語源的に関係ありとするものも含め、し、「すゑ」の後に「ゆくゑ」として「行末の略なり」などとする記述が散見されるのも、この著者の学問との関連が窺われる。仮名遣書の伝統でもあるが、なるべく関連性を見出して法則的なことに結び付けようとする姿勢があると言える。

今回は、以上のように本書の仮名遣い規則をまとめることを目的としたため、形式・構成等については、ある程度記述するにとどめた。先行の仮名遣書の影響や形式・構成にどのような独自性・利点があるか等については、改めて考えることにしたい。また、個々の語の仮名遣いについても興味深い点が少なくない。それらについても別の機会に報告することとしたい。今回仮名遣い規則を探ったところ、他に比べて単純化・法則化の進んだ部分が見られる点、軽重の記述は目立つものの実はあまり書き分けに関与しない点、理由付けのできないところは無理な主張をしない点などの特徴を見出すことができた。このような特徴を有することが、広く受け入れられた理由になると考えられる。

注1

亀田(一九三四)は、「仮名遣問答抄」(寛保元年刊)は本書(この書では「或書」として書名を明示してゐない)は当時の仮名遣書中、最も秀でたものであるから、世人のためにその書の非のあるところを指摘するものであるとして、所々に本書の説を引いてこれに反駁を加へてゐる。本書は、又、文雄の「和字大観抄」(別項)にも相当影響を与へてゐることが認められる」と記す。また木枝(一九九三)にも、「本書が当時刊行の仮名遣書として有力なものであつたこと(一九九三)にも、「本書が当時刊行の著「仮名遣問答抄」で、本書の説を反駁論破するに当り「秀たる書」と指してゐるのでも知ることができ」とある。

2

久保田(一九八六)において、『醒睡笑』の寛永版で「いへ」となつてゐる箇所が、仮名遣い規範意識の強い万治版で「いゑ」に改変されてゐること、当時の他の作品の板本にも幾つか共通して見られることを報告した。久保田(二〇〇二)の調査でも、「東海道名所記」に見られる「家」の仮名遣いは4例とも「いゑ」であつた。このようにこの時期「いゑ」は比較的多く見られる表記である。

3

久保田(二〇〇二)では、他文献の調査を行つた先行研究において「言へ」との区別によるかという推測があり、それが当てはまるかと考えた。しかし『和字解』の記述から、語末で「かよはぬ」も「いゑ」という意識があつたと考えた方が、江戸時代初期の文献に関しては、よいと思われる。なお、「ゐ」については、一条兼良「仮名遣近道」に「一方にいひつめてあまたにかよはぬ字はみな中のゑ也」とあり、牡丹花首柏「仮名近道之事」(明暦三年刊)に「ひ、きあまたにかよはずた、ひとり品によむは中のゐなるへしくれなふくれなふともよまさるに依て中のゐを書なるへし」とあるなど、先行の仮名遣書に、通わないことを根拠に、「ゐ」表記を指示するものがある。これらについて島田(一九六六)は、「一方にいひつめて」は語形が一つののみなることをいうもので、「くれなふこれなふと活用しないから「ゐ」を書くとは従前の諸書に言わなかつたところである」と述べる。活用しないことを根拠にする傾向が強まっていることが窺われる。「ゑ」については、三条西実条「仮名遣近道」(寛永二年奥書)に「おもきはゑ也かろきはえ也」「おくのゑは下の

ひ、かぬ時なれやこゑすゑ行ゑひやうゑゑもん」などの記述はあるが、『和字解』の「此類皆ゆにかよはぬかな也ゑの字をかくへし」という記述の方がはるかに分かりやすいと言える。

4 島田(一九六六)において検討された、二条良基『後普光園院御抄』、蛭川智鑑『仮名仕』、一条兼良『仮名遣近道』、牡丹花宵栢『仮名仕近道之事』、三条西実隆『仮名遣極意』、『仮名遣捷徑集』、『仮名遣九折』を、このように示すことにする。これらは、今野(一九九六)が指摘するよう、著者・成立年代等、確定しにくいものであるが、今回は便宜的に従来の示し方しておく。

5 『和字解』の刊年について、各種辞典は、『日本文学大辞典』(亀田次郎)は「元禄十二年の自序がある。同年出版か、『国語学研究事典』(蜂谷清人)は「元文六年(一七四二)刊行、『日本古典文学大辞典』(遠藤和夫)は「元文二年(一七三七)刊」とする。このようにまちまちであるが、『国語学研究事典』(『日本語学研究事典』も全く同じ内容)と『日本古典文学大辞典』の刊年の記述は誤りであると言える。

6 初版では「あうみとはあほうみ也あほうみとは水うみの事也遠江もとをたうみとかくへし遠江とハとをつあほうみ也」(二十三ウ)とした後、「つあのかへしハた也あハの返しハあ也とをつあほうみといふへきをかへし音によりてとをたうみと云」(二十四オ)とする。これらの部分は元文二年版も同文である。このように、「遠江もとをたうみ」とする点や、「あハの返しはあ也」とあつて「近江」の場合も「あは↓あ」となれば「あうみ」となる説明になっていることなどから、元文二年版の「あふみ」は合わせて変えたものか。なお、以下、本書を引用する際、平仮名ではあるが「ハ」の形の字体のものをこのように「ハ」で表すことにする。「ハ」はひふへほの「ハ」はの字を」などの場合の読みやすさを考慮したためである。

7 木枝(一九三三)は、「延享五年正月、大阪藤屋藤兵衛の刊行である」とし、本来の本書ではない、体裁の異なる延享五年版の記述を『和字解』の内容として載せている。

8 このあとには、「東冬」の字皆とうとかくたうとハか、ず「蕭蒸ハ皆せう也」「此六韻に俗したる平字：右六韻の下なる上声去声に属したる字は皆開くかな也」などの説明続き、最後に「訓の開合の事」がある。なお、「開合の事」に続く「拾遺」には、「上に書さるかなの事」等のいわゆる仮名文字遣いに関わる条、「むの字用ゆるかなの事」(「梅」の「むめ」「うめ」等)、「ふ」をムとよむこと等とされる仮名遣いに関する「ハの字を用ゆるかなの事」「ふの字用ゆるかなの事」の二条、「通用の仮字」(「飄」の「へう」「ひよう」等)の条がある。これらの検討は今後の課題としたい。

9 これ以下の用語は、島田(一九六六)に「意味」「文法」「発音」とあるに従った。

10 ここでは、「重い所」「軽い所」のように「所」を用いることにした。「おもき」「かるき」等の下は、「い」では「こゑ」、「あ」では「音」、「ひ」では「所」、「ほ」では「こゑ」、「お」では「よみこゑ」、「を」では全般特徴では「所」で列挙部分は「よみこゑ」となる。仮名遣いが異なるものを別語として扱えば、「所」は二つあるものの、殆ど全て異なるものになってしまう。(更に「ほ」の条の説明部分の最初には「おもきかな」(九オ)、「を」の上の列挙部分には「是もかるきかななり」(十四オ)とある。)ただし、「ほ」の条では、列挙部分では既に示したように「おもきこゑ」(九オ)であるが、説明部分の最後のまとめのところでは「ハの類おもきこゑのかなに皆ほの字かくへし」(九ウ)とあるので、「こゑ」と「こゑ」は同じ語として見てよいようである(仮名遣い書でこのような揺れが見られるのは不審ではあるが、他の語にも見られる。また、「を」の条においても、列挙部分「よみこゑ」、説明部分「こゑ」となっているが、これも当然同じものであろう。いずれにしても「こゑ(こゑ)」「音」「よみこゑ(よみこゑ・読音)」「所」などがある。このうち、「よみこゑ」は、「を」の条において、「ハをみなへし」をえし……の類也」(十四ウ)と訓読みの語を挙げた後に、「音は 億 音の類也皆形体なくしてかるきこゑ也」(十五オ)とあり、「お」の条において「のとよりいづるおもきよみこゑの上の字とは」「よみのかしらにも」「音のかしらに

も」(十八ウ)、「おもき音にはおくの字かかくへし」(十九オ)とあることから、「よみ」≡訓読みと、「こゑ」≡音読みの、両方を指していることが明らかである。しかし、単独の「こゑ(こえ)」「音」に「おもき」「かろき」等の語が上に付いた場合も音読みの意であるかという点、そうではない。「お」の条に「よみ」でも「音」(≡音読み)でも「おもき音はおくのお」と述べているから、この「音」には訓読みの場合も含まれる。また、条の最初で全般的に述べていることから、「い」「え」はやはり音読み・訓読み両方を含むことになる。これらの記述にすぐ続いて「よみのかしら」「こゑの下」や「一字の訓」「音の上」などが列挙されていることから明らかである。すなわち、本書における「こゑ(こえ)」「音」はともに、音読みの意でも、単に音の意でも用いられる(現在「音」という語が、この両方の意で用いられるのと同じである。「よみこゑ」となったり、「よみ」と並列して使われる「こゑ」であったりすれば、音読みの意に限定されるという点も、現在、「音訓」という語や、「訓では：音では：」となれば、単なる音ではなく音読みの意に限定されるのと全く同じである)ということである。「おもき(かろき)こゑ(こえ)音」という場合は、音読みの意とはならず「重い(軽い)音」の意とすることが多い。以上のようなこともあり、ここでは、「音」とすると紛らわしいので、「所」が用いられる場合も多いことも考慮して、「重い」所」として示した。なお、『国語学研究事典』(『日本語学研究事典』)は、軽重はアクセントの軽・重など発音の高低・強弱などを意味していると思われるとするが、この点の確認はできなかった。

- 11 先行する仮名遣書に重し・軽しの説明がしばしば見られることは、木枝(一九三三)や島田(一九六六)などにも指摘があるが、本書のように三段階があるのは珍しいか。
- 12 遠藤(二〇一〇)に種々の例が示されている。また、坂梨(一九九三)には、『堀川波鼓』八行三十三丁本に見られる「はするゝ」「はるゝ」などが指摘され興味深い。
- 13 井野口(一九八三)には、先行の仮名遣書に見られる、本字「輪」等

の記述の踏襲に関する指摘がある。

14 安田(一九九四)には、「よみフ こゑウ」から「入声フ」への変化等、この点に関する詳細な考察が行われている。

15 例えば『曾根崎心中』の表記は坂梨(一九八六)に見ることができ、井野口(一九八三)には「合」の「かう」表記が西鶴本の表記に合致することの指摘がある。

16 「連歌師のかなづかい書」群の規則提示形式について、今野(一九九六 a)は「仮名文字遣」のある意味での限界をこえることができるもの」とする。「和字解」の形式が例えばそれらを越えることになっているのかどうか等についても考えたいところである。

参考文献

井野口孝(一九八三)『倭字古今通例全書 解説』(勉誠社文庫118)

遠藤邦基(二〇一〇)「誤った回帰——「はらは(私)」「はたる(渡)——」『国語表記史と解釈音韻論』(和泉書院)

亀田次郎(一九三四)「和字解」(藤村作編『日本文学大辞典第三卷』新潮社)

木枝増一(一九三三)『仮名遣研究史』(賛精社)

久保田篤(一九八六)「近世初期板本の仮名づかい」(『国語と国文学』第六三巻第二号)

(二〇〇一)「『東海道名所記』に見る近世初期仮名遣いの特徴」『成蹊国文』第三四号)

今野真二(一九九六 a)「かなづかいの転換期——近衛家陽明文庫蔵本『土左日記』を中心資料として——」(『国語国文』第六五巻第三号)

(一九九六 b)「新撰仮名文字遣」の新しさ——慶長版本『仮名文字遣』を対置させて——」(『国語学』第一八七集)

坂梨隆三(一九八六)『曾根崎心中の「う・ふ・む」』(築島裕博士還暦記念『国語学論集』明治書院)

(一九九三)『堀川波鼓の表記について』(『近代語研究第九集』武蔵野書院)

- 島田勇雄 (一九六六) 「連歌師のかなづかい書」(『甲南大学文学会論集』第
三三号、一九九〇) 『西鶴本の基礎的研究』明治書院に所収)
(一九六七) 「三条西実隆の『仮名遣九折』について」(『水門』第
九号、同右)
安田 章 (一九九四) 「平仮名文透視」(『国語国文』第六三卷第九号、一九
九六) 『国語史の中世』三省堂に所収)

(くぼた・あつし 本学教授)